

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月15日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 株式会社オウチーノ

【英訳名】 O-uccino, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井端 純一

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門二丁目9番16号

【電話番号】 03 - 5402 - 6887 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 村田 吉隆

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門二丁目9番16号

【電話番号】 03 - 5402 - 6887 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 村田 吉隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第 1 四半期 累計期間	第11期
会計期間	自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年12月31日
売上高 (千円)	364,773	1,629,470
経常利益又は経常損失 () (千円)	152,884	246,271
当期純利益又は四半期純損失 () (千円)	94,766	145,781
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	378,435	346,235
発行済株式総数 (株)	1,258,000	1,238,000
純資産額 (千円)	1,071,520	1,101,886
総資産額 (千円)	1,320,498	1,328,065
1 株当たり当期純利益金額又は四半期純損失金額 () (円)	75.53	130.69
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	121.39
1 株当たり配当額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	81.0	82.8

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社及び関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期累計期間において、事業の内容について重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、政府の経済政策への期待感から株価の堅調な維持もあり、非耐久財やサービス消費には伸びが見られ、緩やかな景気回復にはあるものの、輸出や製造業の設備投資の回復は緩慢な状況が続いているほか、4月の消費税引き上げによる駆け込み需要の反動が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

新築不動産においては平成26年3月に首都圏で供給されたマンション・建売は前年同月比9.7%減の4,641戸、近畿圏では前年同月比27.1%減の1,848戸となったものの、首都圏の契約率は79.8%、近畿圏の契約率は77.8%と、3月末の引き渡しを目指し住宅投資は高水準を維持しております。（不動産経済研究所調べ）

また中古不動産においては、首都圏の中古マンションの平成26年3月の成約件数は前年同月比4.3%増、成約価格は2.7%上昇するなど、引き続き成長を続けております。

当社におきましては、市場の活況を背景として、住宅・不動産関連ポータル事業のサイトの充実に努めるとともに、TVコマーシャルの広告費を集中投下することにより、「O-uccino」ブランドの浸透を図ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は364,773千円、営業損失は152,696千円、経常損失は152,884千円、四半期純損失は94,766千円となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

住宅・不動産関連ポータル事業

当セグメントにおきましては、広告費の集中投下によりサイト認知度を向上させつつ、当社サイトを利用し、中古住宅を購入してリフォームを行った利用者が実施するホームインスペクション（建物診断）の費用を全額負担するサービスを開始するなど、リフォーム需要を促進する施策を講じてまいりました。

この結果、住宅・不動産関連ポータル事業の売上高は288,166千円、セグメント損失は155,298千円となりました。引き続き、媒体力及び営業力を強化し、業績拡大に努めてまいります。

広告代理事業

当セグメントにおきましては、インターネット広告にニーズのある中堅企業に対し、リスティング広告及びアドネットワーク広告を提案することにより代理店手数料を獲得し、堅調に業容拡大に努めてまいりました。

この結果、広告代理事業の売上高は76,606千円、セグメント利益は2,601千円となりました。引き続き更なる営業要員の拡充と商品ラインアップの強化を行ってまいります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第 1 四半期会計期間末における総資産は1,320,498千円となり、前事業年度末に比べ7,567千円減少しました。

主な要因は、現金及び預金の減少66,927千円、売掛金の減少42,223千円、繰延税金資産の増加55,921千円、差入保証金の増加38,936千円であります。

(負債)

当第 1 四半期会計期間末における負債は248,978千円となり、前事業年度末に比べ22,799千円増加しました。

主な要因は、未払金の増加101,114千円、前受金の増加13,333千円、未払法人税等の減少43,344千円、買掛金の減少45,406千円であります。

(純資産)

当第 1 四半期会計期間末における純資産は1,071,520千円となり、前事業年度末に比べ30,366千円減少しました。

主な要因は、利益剰余金の減少94,766千円、資本金の増加32,200千円、資本準備金の増加32,200千円であります。

(3) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第 1 四半期累計期間において、新たに発生した事業上及び財政上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,400,000
計	4,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,258,000	1,258,000	東京証券取引所 (マザーズ)	1単元の株式数は100株であります。完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社の 標準となる株式であります。
計	1,258,000	1,258,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成26年1月1日～ 平成26年3月31日	20,000	1,258,000	32,200	378,435	32,200	368,435

(注) 平成26年1月16日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が20,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ32,200千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,237,800	12,378	-
単元未満株式	普通株式 200	-	-
発行済株式総数	1,238,000	-	-
総株主の議決権	-	12,378	-

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドラインの24の4の7-6」の規定に準じて前年四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,033,077	966,150
売掛金	204,028	161,804
貯蔵品	99	130
前払費用	4,120	13,391
繰延税金資産	16,699	72,620
未収還付消費税	-	2,643
その他	2,982	145
貸倒引当金	2,000	1,500
流動資産合計	1,259,008	1,215,385
固定資産		
有形固定資産	7,237	7,691
無形固定資産		
商標権	2,042	1,896
ソフトウェア	36,801	32,946
無形固定資産合計	38,844	34,842
投資その他の資産	22,975	62,579
固定資産合計	69,057	105,113
資産合計	1,328,065	1,320,498
負債の部		
流動負債		
買掛金	62,785	17,379
未払金	38,662	139,777
未払費用	33,206	37,623
未払法人税等	44,978	1,634
未払消費税等	11,023	-
前受金	20,613	33,946
預り金	6,794	2,938
賞与引当金	7,743	14,740
その他	370	937
流動負債合計	226,179	248,978
負債合計	226,179	248,978
純資産の部		
株主資本		
資本金	346,235	378,435
資本剰余金	336,235	368,435
利益剰余金	417,416	322,650
株主資本合計	1,099,886	1,069,520
新株予約権	2,000	2,000
純資産合計	1,101,886	1,071,520
負債純資産合計	1,328,065	1,320,498

(2)【四半期損益計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
売上高	364,773
売上原価	119,172
売上総利益	245,600
販売費及び一般管理費	398,296
営業損失()	152,696
営業外収益	
受取利息	72
その他	16
営業外収益合計	88
営業外費用	
株式交付費	276
その他	0
営業外費用合計	276
経常損失()	152,884
税引前四半期純損失()	152,884
法人税等	58,118
四半期純損失()	94,766

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第 1 四半期累計期間 (自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
(税金費用の計算) 税金費用については、当第 1 四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年 3 月31日に公布され、平成26年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。

なお、これによる当第 1 四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)	
減価償却費	5,449千円

(株主資本等関係)

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、平成26年1月16日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ32,200千円増加しております。

この結果、当第1四半期会計期間末において資本金が378,435千円、資本準備金が368,435千円となっております。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額 (注)
	住宅・不動産関連 ポータル事業	広告代理事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	288,166	76,606	364,773	-	364,773
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	288,166	76,606	364,773	-	364,773
セグメント利益又は損失()	155,298	2,601	152,696	-	152,696

(注) セグメント利益の合計金額は、営業損失と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は次のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	75円53銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額()(千円)	94,766
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額 ()(千円)	94,766
普通株式の期中平均株式数(株)	1,254,667
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり四半期純利益金額の 算定に含めなかった潜在株式で、前事 業年度末から重要な変動があったもの の概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得する事項を決議いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

100,000株(上限)

取得する期間

平成26年5月16日から平成26年6月30日まで

取得価額の総額

350,000千円(上限)

取得の方法

株式会社東京証券取引所マザーズ市場における市場買付け

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 5 月15日

株式会社オウチーノ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 治 博 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 井 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウチーノの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オウチーノの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータ自体は監査の対象に含まれていません。